設計図書等に関する質問及び回答

令和8年11月17日

工事名	輪島小学校建設工事（中央地区小学校災害復旧・機械設備工事）
工事場所	輪島市河井町　地内

	質　問　欄	回　答　欄
1	入札時点では単価抜設計書の提出用内訳書のみを提出すると考えてよろしいですか。単価抜設計書の内訳明細書はどのタイミングで提出が必要ですか。	入札時点では内訳明細書の提出は求めておりませんので提出用内訳書のみの提出で構いません。 内訳明細書は担当課から提出の求めがあった場合に提出してください。
2	公告の11　ア．イ．ウ．エの書類提出は落札候補者とする旨の連絡を受けてからの提出でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
3	輪島市地域の宿泊施設が極度に少ないことから宿舎用プレハブ小屋を建設することを計画しています。 「地域外からの技術者および労働者確保対策」の定義から外れますが、下記事項の中で設計変更として認められる項目はありますでしょうか。 ①宿舎プレハブ敷地借用費用 ②宿舎プレハブのリース費用 ③宿舎プレハブ内の生活家電のリース費用（洗濯機・電子レンジ等）	「奥能登・中能登地区における地域外からの技術者および労働者確保に要する共通費の設計変更の運用基準（営繕工事関係）　2 対象となる共通費」に該当する項目に係る費用が設計変更の対象経費として認められることとなります。 なお、具体の内容や対象範囲については、監督員と個別に協議をお願いします。
4	輪島市外から技術者・労働者が通勤する際　02　技術者確保　運用基準【営繕工事】の（7）通勤等に要する費用の設計変更として認められる交通費ですが、市街からの車両通勤の場合証跡提出が困難です。居住地等で証明できれば交通費は認められるのでしょうか。	「奥能登・中能登地区における地域外からの技術者および労働者確保に要する共通費の設計変更の運用基準（営繕工事関係）（7）通勤等に要する費用」に該当する項目に係る費用が変更設計の対象経費として認められることとなります。 なお、具体の内容や対象範囲については、とりまとめの調書等の内容記載など、監督員と個別に協議をお願いします。